第六条　裁判所の裁判を受ける権利

各締約国は、自国の領域内において、投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、他の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家、第三の締約国の投資家又は非締約国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第七条　特定措置の履行要求の禁止

1　世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関連する投資措置に関する協定の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成すものとし、この協定の下の全ての投資財産について適用される。

2　いずれの締約国も、自国の領域内において、輸出又は技術の移転についての特定措置の履行要求に関し、他の締約国の投資家の投資に対し、不当な又は差別的な措置を課してはならない。

第八条　人員の入国

各締約国は、自国の関係法令に従い、投資財産に関連する事業活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在する希望を有する他の締約国の自然人の入国、滞在及び居住に関する手続を円滑化するよう可能な限り努める。

第九条　知的財産権

1　(a)　各締約国は、自国の法令に従って、知的財産権を保護する。

(b)　各締約国は、知的財産権に関する透明性のある制度を確立し、及び維持するものとし、知的財産に関する既存の協議の枠組みを通じ、知的財産の分野における全締約国間の協力及び連絡を促進する。

2　この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する国際協定であって二以上の締約国が締結しているものに基づく権利を害し、及び当該国際協定に基づく義務を免れさせるものと解してはならない。

3　この協定のいかなる規定も、いずれかの締約国が、他の締約国の投資家及びその投資財産に対し、知的財産権の保護に関する国際協定であって、自国及び第三の締約国が締結しているもの又は自国及び非締約国が締結しているものにより、それぞれ当該第三の締約国の投資家及びその投資財産又は当該非締約国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を与えることを義務付けるものと解してはならない。

第十条　透明性

1　各締約国は、自国の法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに自国が締結している国際協定であって、投資活動に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。各締約国政府は、当該法令、行政上の手続及び一般に適用される行政上の決定について責任を有する権限のある当局の名称及び所在地を公衆が容易に利用可能なものとする。

2　各締約国は、この協定の実施及び運用に重大な影響を及ぼす自国の法令を導入し、又は変更する場合には、当該法令を公表し、又は公に利用可能なものとする時と当該法令が効力を生ずる時との間に適当な期間を置くよう努める。ただし、国家の安全保障、外国為替相場又は通貨政策に関する法令及びその公表が法執行を妨げることとなる他の法令を除く。

3　各締約国は、他の締約国の要請があった場合には、自国が実際にとる措置又はとろうとする措置であって、当該他の締約国及び当該他の締約国の投資家のこの協定に基づく利益に重大な影響を及ぼすおそれのあるものに関し、合理的な期間内に、既存の二国間の経路を通じ、当該他の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他の締約国に情報を提供する。

4　各締約国は、自国の法令に従って、次のことを行う。

(a)　この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を事前に公表すること。

(b)　投資に関する規制を設定する前に、当該規制についての公衆による意見の提出のための合理的な機会を与え、当該意見を考慮すること。

5　この条の規定は、秘密の情報の開示が次のいずれかに該当する場合には、締約国に対し、当該秘密の情報の開示を義務付けるものと解してはならない。

(a)　法執行を妨げることとなる場合

(b)　公共の利益に反することとなる場合

(c)　私生活又は正当な商業上の利益を害するおそれがある場合

第十一条　収用及び補償

1　いずれの締約国も、自国の領域内にある他の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下この協定において「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての条件を満たす場合は、この限りでない。

(a)　公共の目的のためのものであること。

(b)　差別的なものでないこと。

(c)　自国の法律及び正当な法の手続に関する国際的な基準に従って行われるものであること。

(d)　2から4までの規定に従って行われる補償を伴うものであること。

2　補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた市場価格の変化を反映させてはならない。

3　補償については、遅滞なく支払うものとし、収用の時から支払の時までの期間を考慮した商業的に妥当な利子を含めるものとする。当該補償については、実際に換価すること、自由に移転すること並びに収用の日の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

4　収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事案及び補償の額に関し、この条に定める原則に従って速やかな審査を受けるため、収用を行う締約国の裁判所の裁判を受け、又はその行政機関に対して申立てをする権利を有する。ただし、第十五条の規定の適用を妨げない。

第十二条　損失又は損害についての補償

1　各締約国は、武力紛争又は自国の領域内における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事件その他の緊急事態により、自国の領域内にある投資財産に関して損失又は損害を被った他の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家、第三の締約国の投資家又は非締約国の投資家に与える待遇のうち当該他の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2　1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、実際に換価すること、自由に移転すること並びに市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

第十三条　資金の移転

1　各締約国は、自国の領域に向けた又は自国の領域からの全ての資金の移転であって、自国の領域内にある他の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものを含める。

(a)　投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金

(b)　利益、資本利得、配当、使用料、利子、手数料その他投資財産から生ずる収益

(c)　投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入

(d)　融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払であって、投資財産に関連するもの